六　施行期日等

1　検討

㈠　政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後の各法律（以下「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三五条第一項関係）

㈡　政府は、平成二九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し、独立行政法人福祉医療機構に対する国の財政措置（保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三五条第二項関係）

2　経過措置等

㈠　一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して三年を経過するまでの間、評議員の定員を四人以上とすることとした。（附則第一〇条関係）

㈡　二の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めることとした。（附則第二六条～第二九条関係）

㈢　㈠及び㈡のほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

3　施行期日

この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、四及び五については公布の日から、一の1、3、4㈠に限る。）、5㈡を除く。）及び6、二並びに三については平成二八年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

（法律第二二号）（内閣府本府）

1　仕事・子育て両立支援事業

㈠　政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第五九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第一二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとした。（第五九条の二第一項関係）

㈡　全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。（第五九条の二第二項関係）

2　基本指針

内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。（第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係）

3　拠出金

㈠　一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。（第六九条第一項関係）

㈡　拠出金の率の上限を一、〇〇〇分の二・五以内に引き上げること等とした。（第七〇条第二項関係）

4　その他

その他所要の改正を行うこととした。

5　施行期日等

㈠　特別会計に関する法律（平成一九年法律第二三号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第三項及び第四項関係）

㈢　この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第二三号）（財務省）

一　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

1　復興債の償還費用の財源等

㈠　平成二八年度から平成三四年度までの間において、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとした。（第三条の二関係）

㈡　郵政民営化法第三六条第一一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式について、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をすることとした。（第五条の二関係）

㈢　㈠の繰入金及び平成三四年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分収入について、復興債の償還費用の財源に充てることとした。（第七二条関係）

2　復興債の発行期間の延長

平成三二年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとした。（第六九条関係）

3　その他

割引の方法をもって発行された復興債について、発行価格差減額繰入れに関する特別会計に関する法律の規定の適用に当たっては、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとした。（第七四条関係）

二　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正関係

1　趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。（第一条関係）

2　特例公債の発行期間等

㈠　財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二八年度から平成三二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとした。（第三条関係）

㈡　特例公債を発行する場合においては、平成三二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとした。（第四条関係）

三　その他

1　経過措置

所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

2　財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保

復興施策に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うこととした。（附則第三条関係）

四　この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。